

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 烏森住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
 - ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
 - ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
 - ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えは「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当たはまらない場合は、「-：該当しない（評価の対象に当たはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を踏まえ、常日頃学童保育クラブの運営にあたっている。
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	学童保育クラブに通っている児童へ、発達段階に合った遊びや生活の場を提供し、健全育成を図っている。また、児童の育成支援を行なうため、小学校や家庭と連携を行なっている。また、子ども達の安心安全を第一に運営を行なっている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が、自ら安全な過ごし方ができるよう理由を添えながら学童でのルールを伝えている。子ども達は何故、学童にルールがあるのかを理解し、みんなが楽しく過ごせる場となるようルールを守って主体的に過ごすことができている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とは連絡帳を始めとした連絡手段を活用し、学童の様子や児童の様子を伝え、連携を取っている。保護者の方へ児童の様子を伝えることで安心して仕事へ向かうことができていると感じる。また、小学校の先生とは必要に応じて情報交換を行なっている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	職員は研修に参加し、支援員としての資質・スキル向上を目指している。また、非正規職員の採用は人柄を重視し、児童の健全育成に理解がある者が業務にあたっている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	子ども達一人ひとりの意思を尊重しながら保育にあたっている。また、クラブでの活動内容や支援の内容は保護者へのおたよりや保護者会等でお伝えしている。一方が保護者から苦情があれば迅速に対応し、解決に努めている。また、個人情報等は鍵のかかる書庫で保管し、秘密保持に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	支援員として必要な資質を職員一人ひとりが考え、言葉遣い・態度に気を付けて業務に取り組んでいる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取り組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情を受け付ける窓口の連絡先を月に一度配布するおたよりに掲載している他、学童の玄関にも掲示しており、苦情解決責任者、苦情受付担当者が適切に対応を行なっている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	職員間で毎日日案等の打ち合わせや前日の保育の振り返りを行ない、課題整理、意見交換を積極的に行なっている。また、話した内容は記録し、より良い運営ができるよう目指している。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	学童保育クラブで展開される遊びには、児童の発達段階に合わせたものにしている。また、発達の個人差も踏まえ個別のフォローも行ない、育成支援を行なっている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	保護者の方が安心して仕事に向かえるよう、児童が楽しく学童保育クラブへ通い続けられるよう、一人ひとりの育成支援を大切にしている。子ども同士の人間関係や発達レベルを把握し、適切に関わることを心掛けている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子ども達一人ひとりがホッとする居場所となるように意識して運営を行ない、児童が前向きな気持ちで学童保育クラブへ通所できるよう努めている。また、集団生活の場として、みんなで決めたルールを掲示し、子ども達が見通しをもって主張的に過ごせるようにしている他、日常生活に必要な生活習慣を学び得るようにしている。出欠確認では保護者と連絡を取り合い、出欠管理を行なっている他、クラブでの様子を連絡帳等で伝え、家庭と連携して育成支援を行なっている。
9 障害のある子どもの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。	○	インクルージョンの考え方方に立ち、障害児童の受け入れを行なっている。障害のある児童も他児童と生活をともにし、成長を支援している。また、関係機関とも連携を取っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	障害のある児童が学童保育クラブで他児童とともに成長できるよう、保育プログラムへの参加の仕方を考え、適切な支援を行なっている。育成支援の内容については記録を取っている。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	虐待が疑われる児童がいた場合は、適切に関係機関と連携を取り対応していく。
	(2)特別の支援を必要とする子どもの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	保護者との連絡帳でのやりとりや、保護者個人面談、児童からの話等を通して家庭環境の把握に努めている。また、該当する児童がいる場合は関係機関と連携して適切に支援を行なっていく。
	(3)特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	個人情報はすべて鍵のかかる書庫に保管している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	連絡帳等の連絡手段を活用し、児童の出欠確認、児童の様子について保護者へ伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	お迎え時に児童の様子を伝える他、保護者から気になる点が伝えられたら迅速に対応している。また、保護者が気になった点を気軽に相談できるよう、相談しやすい雰囲気を作るように努めている。

		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	学童保育クラブでも保護者参加行事を企画し、保護者とともに1つの行事を作り上げる機会を設けている。また、母会活動が盛んであり、支援員も母会行事へ参加し協力関係を築いている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援の目標や計画を立てている。支援方針は保護者会で周知を行ない、保護者の理解を得られるようにしている。また、適宜振り返りや検討を行ない、計画の見直しも必要に応じて実施している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌の作成、運営に関する会議や打ち合わせの実施、おやつの発注・購入、施設の安全点検、保護者・学校・地域との連絡調整を適切に行なっている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	小学校の先生とは必要に応じて情報共有を行なっている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	情報共有等で得た情報は個人情報として扱い、鍵のかかる書庫で保管するようにし、誰でも閲覧できる状態で保管しないようにしている。
14	保育所・幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	桑の実中日黒保育園と積極的に連携を取っており、児童の状況について情報交換を行なっている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	ランランひろばや鳥森児童館を積極的に活用し、学童保育クラブ児童の交流の場を広げている。また、警察署の方を外部講師として社内研修を行ない、児童の安全を守るために学びの機会を設けている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	鳥森小ランランひろばとは日常的に連携をとり、利用上の留意点を職員児童ともに理解している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	鳥森児童館とは定期的に情報交換会を実施しており、互いの運営について情報共有を行なっている。その中で利用上の留意点について確認し、共通認識をもっている。

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行なうとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗いを徹底するよう声掛けを行ない職員が見守っている。また、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防いでいる。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	室内の日常点検を徹底する他、屋外活動時は活動場所の状態を確認した上で保育活動を行う。また、事故発生時の対応についてマニュアルを整備し、各職員、対応方法を理解している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	緊急時マニュアルを作成しており、定期的に読み合わせを行なっている。また、マニュアルに基づいた避難訓練計画を月に一度作成し、実施している。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	帰宅時のルートについて、安全性を確認している他、児童が帰り道に不安を感じる際は職員が付き添うこともある。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	室内のレイアウトは児童が安心して過ごせるよう工夫している。職員が事務を行う部屋もあり、更衣ができるスペースも設置している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	運営に必要な備品、子ども達の活動を豊かにするための玩具、図書を用意している。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	放課後児童支援員の資格を有する者が4名配置されている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	職員は事務員を含めて7名体制を基準とし、体制を組んでいる。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	子ども受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子どもの数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に關わる留意事項	○利用開始や退所に關わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行なっている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	職員の社会保険は完備されており、健康診断も定期的に行なわれている。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行ない、執行状況報告について監査等を行ない適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。